七	第三十九条第二項、第三十九条の二第五項	道路管理者	当該占用料を徴収する道路管理者等	
八	第四十七条の五第一項	道路管理者は、第四十六条第一項	第四十六条第一項	道路管理者等は、道路管理者
		場合においては	道路管理者等は、道路管理者	
九	第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が	
十	第四十八条の二十三第五項	道路管理者は	道路管理者等は	
		市町村長を	市町村長又は当該歩行者利便増進道路の存する指定市以外の市町村の長を	
十一	第四十八条の四十五	特定道路管理者	特定道路管理者又は指定市以外の市町村	
十二	第四十九条	道路の管理に関する	第十七条第四項に規定する歩道の新設等に要する	
		当該道路の道路管理者	指定市以外の市町村	
十三	第五十条第一項	都道府県が当該	指定市以外の市町村が当該	
		当該都道府県	当該指定市以外の市町村	
十四	第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	他の都道府県	都道府県	
十五	第五十条第六項	当該国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの	
十六	第五十条第七項	国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの	
		関係都道府県	当該指定市以外の市町村及び関係都道府県	
十七	第五十三条第二項	都道府県が	指定市以外の市町村が	
		都道府県に	指定市以外の市町村に	
十八	第六十一条第二項	道路管理者	当該負担金を徴収する道路管理者等	
十九	第六十四条第一項	停留料金並びに	停留料金、	
		は、道路管理者の収入となし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び	並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道	

	第七十三条第一項	道路管理者	修の新設、改築、維持又は行う都道府県若しくは指定市
二十一	第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	負担金等を徴収すべき道路管理者等
二十二	第七十五条第一項	当該指定区間外の国道の道路管理者	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村
二十三	第七十五条第一項第二号、第二項第二号、第四項及び第五項、第七十六条第一項、第八十五条第三項	道路管理者	指定市以外の市町村
二十四	第七十五条第二項	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者	、都道府県道に関し、次の各号に掲げる場合においては、指定市以外の市町村
二十五	第七十五条第二項第二号	要求（都道府県知事がするときは、勧告）	要求
二十六	第七十五条第五項	国土交通大臣又は都道府県知事	国土交通大臣
		要求若しくは勧告	要求
二十七	第七十六条第一項	次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事	第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、第三十九条第二項の規定により定めた条例に限る。）を国土交通大臣
二十八	第九十六条第二項	又は市町村である道路管理者	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村
		又は当該市町村の長	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長
		都道府県である道路管理者	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村